

## ご心配な空き家の情報をお寄せください。

市では、周辺のご心配な空き家の情報提供や相談を受け付けています。

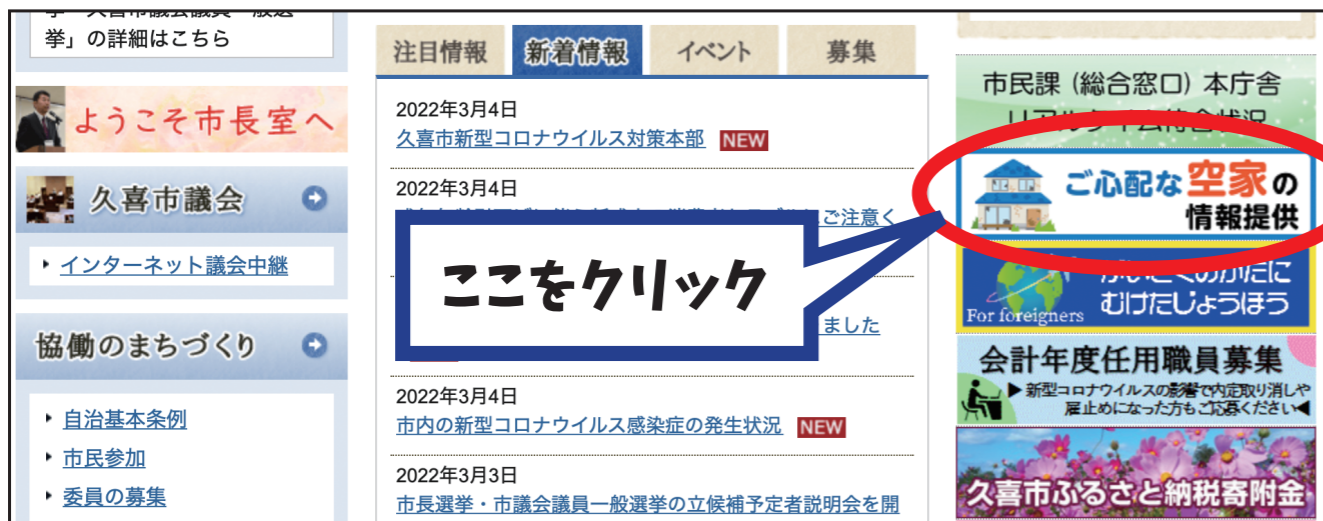
電話、メール、市ホームページから情報を提供できます。

※ホームページをご利用の場合、パソコンやスマートフォンから24時間いつでも可能です。



情報提供はこちらから

### 《市ホームページのトップ画面》



## このような状態の空き家情報をお待ちしています。

- 周辺住民の生命、身体又は財産に被害を及ぼすおそれのある状態
- 周辺への生活環境を害するおそれのある状態

害虫の発生や動物の住み付き、悪臭などが発生

不特定者の侵入等による火災又は犯罪が誘発するおそれ



空き家等の全部又は一部が倒壊するおそれ

敷地内の草木が繁茂し剪定や除草が必要

空き家等（ブロック塀、門、塀含む）の一部が剥離又は飛散

今後、新たな施策を始めるときは、広報くきやホームページでお知らせしていきます。

【問合せ】  
 久喜市 建設部 都市整備課 住宅係  
 〒346-0024 埼玉県久喜市北青柳1404-7  
 電話 0480-22-1111(代表)  
 メール toshiseibi@city.kuki.lg.jp

# 令和4年3月に 久喜市空き家等対策計画 をつくりました。



## 3つの基本方針

基本方針に基づく施策を計画的に実施していくことにより、『安全で調和のとれた住みよい快適なまち』の実現に繋がります。

- 基本方針1 「改善」** 管理されていない空き家等への適切な管理を促進します。
- 基本方針2 「活用・流通」** 空き家等の活用と流通を促進します。
- 基本方針3 「予防」** 空き家等にさせないための予防や啓発に取り組みます。

## そもそも、空き家等ってなあに??

空き家等とは、建築物またはそれに付属する工作物で、おおむね1年以上居住その他の使用がなされていないもの及びその敷地（立ち木その他の土地に定着するものを含む。）をいいます。

※国や市が所有し管理するものは対象外です。



## どんな建物が「空き家等」になるの??

「空き家等」に該当するものは、一戸建て住宅、店舗事務所併用住宅、全室が空室の集合住宅（アパート、長屋など）、店舗、事務所専用建物、倉庫、工場、などが対象です。この計画では、空き家等が解体された跡地も含まれます。

## この計画でなにが良くなるの??



### 良くなること その1 空き家の悩みを相談しやすくなります

周辺に心配の空き家がある方からの情報提供や相談を受け付けています。スマートフォンやパソコンからも可能です。  
また、民間事業者と連携した利活用の取り組みを始めます。(令和4年度中)この仕組みにより、市や不動産事業者等に相談しやすくなります。

### 良くなること その2 利活用の選択肢が広がります

民間事業者と連携した利活用の取り組みにより、不動産事業者等に相談しやすくなり、様々な提案をしていただけるようになります。

### 良くなること その3 周辺に迷惑をかけている空き家の改善が進みます

老朽化した空き家の解体を促進します。また、相続人がいない空き家を利活用に繋げていきます。

### 良くなること その4 定住を促進します(空き家を買いたい方、借りたい方へ情報発信!)

空き家バンクを開設します。不動産事業者と連携した取り組みにより、市内の空き家情報を集約し、空き家を利用したい方へ情報を発信します。

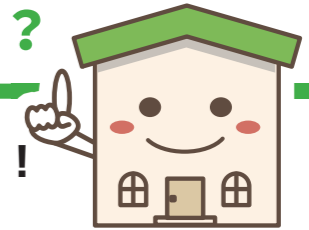
### 良くなること その5 相続などの無料セミナーを開催します

空き家の予防に関連したセミナーを無料で開催します。

### 良くなること その6 お持ちの空き家の今後の計画が立てやすくなります

空家等対策計画には、補助金や固定資産税の減免、建築制限の緩和など、所有者の方を支援する制度を掲載しています。お持ちの空き家の活用や解体など、将来どうしていくか具体的に検討することができます。

## 具体的にどんな制度が始まるの??



### 3つの基本方針に基づく施策をご紹介します!

(すでに始めている施策もあります。)



※具体的な施策の内容は、久喜市空家等対策計画の本編をご覧ください。

空家等対策計画概要版・本編

基本方針	具体的な取組み	該当基本方針		
		改善	活用・流通	予防
基本方針1 「改善」 管理不全空家等への適切な管理を促進します。	空家等の相談窓口の整備・相談体制 ⇒ 令和4(2022)年度中に設置	●	●	●
	空家条例、空家法による措置	●		
	特定空家等又は不良住宅等の除却の支援 ⇒ 令和4(2022)年4月から実施	●	●	
	老朽空家等除却後の土地に係る固定資産税減免制度 ⇒ 令和3(2021)年5月施行	●	●	
	空家等の継続的な情報収集と把握 ⇒ 「空家情報お知らせシステム」令和3(2021)年7月開始	●		
	久喜市シルバー人材センター・久喜市商工会との連携 ⇒ 平成28(2016)年5月2日協定締結	●		●
基本方針2 「活用・流通」 空家等の活用と流通を促進します。	空家等の相談窓口の整備・相談体制【再掲】	●	●	●
	空き家バンクの活用		●	
	空家等の改修費用の支援		●	
	特定空家等又は不良住宅等の除却の支援【再掲】	●	●	
	老朽空家等除却後の土地に係る固定資産税減免制度【再掲】	●	●	
	条件不利空家等への支援 ⇒ 令和4(2022)年4月から実施		●	
	市街化調整区域における老朽空家等除却後の土地に係る建築の制限緩和 ⇒ 令和3(2021)年5月施行		●	
	「農地付き空き家」情報の提供		●	
基本方針3 「予防」 管理不全空家等にさせないための予防や啓発に取組みます。	国及び県の財政上の措置等活用		●	
	跡地の有効活用		●	
	空家等発生予防、適切な管理に関する情報提供			●
	空家等の問題に関する講演会や相談会の開催			●
基本方針3 「予防」 管理不全空家等にさせないための予防や啓発に取組みます。	空家等の相談窓口の整備・相談体制【再掲】	●	●	●
	久喜市シルバー人材センター・久喜市商工会との連携【再掲】	●		●

出典：久喜市空家等対策計画